

広島県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県議会議長 中 本 隆 志

議会事務局告示第二号

広島県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

広島県情報公開条例施行規程（平成十五年三月十三日議会事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条（略）</p> <p>（写しの送付の求め）</p> <p>第七条 公文書の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、当該公文書の写しの送付を求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該送付に要する費用は前納とし、郵便切手で納付する方法とする。ただし、条例第二十七条の規定による場合は、当該送付に要する費用は徴収しない。</p> <p>第八条 第十条（略）</p> <p>（運用状況の公表）</p> <p>第十一条 条例第三十二条の規定による運用状況の公表は、広島県報に đăng載して行うものとする。</p> <p>（用紙及び光ディスクの規格）</p> <p>第十二条 条例別表第一、同第二備考に規定する規則で定める用紙の規格は、日本産業規格A列三番又はA列四番とする。</p> <p>2 条例別表第一、同第二備考に規定する規則で定める光ディスクの規格は、日本産業規格X〇六〇六、X六二四一、X六二四九、X六二五一、X六二五二、X六二八一若しくはX六二八二に適合するもの又はこれらと互換性のあるもので、直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。</p>	<p>第六条（略）</p> <p>第七条 第九条（略）</p> <p>（運用状況の公表）</p> <p>第十条 条例第二十九条の規定による運用状況の公表は、広島県報に đăng載して行うものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求（申出）書

\_\_\_\_年 月 日

（略）

（略）

開示の方法の区分  
（希望する方法を○で囲んでください。）

1 閲覧

2 写しの交付

（郵送等の希望 有 ・ 無 ）

（交付媒体 紙 ・ 光ディスク）

（略）

注 （略）

（略）

注 （略）

改正前

別記様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求（申出）書

平成 年 月 日

（略）

（略）

開示の方法の区分  
（希望する方法を○で囲んでください。）

1 閲覧

2 写しの交付

（郵送等の希望 有 ・ 無 ）

（略）

注 （略）

（略）

注 （略）

様式第2号 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

\_\_\_\_\_年 月 日

(略)

\_\_\_\_\_年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

\_\_\_\_\_ (略)

注 (略)

様式第3号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

\_\_\_\_\_年 月 日

(略)

\_\_\_\_\_年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第1項及び第11条第1項の規定により、次のとおり部分開示することを決定しました。

\_\_\_\_\_ (略)

注 (略)

様式第2号 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

平成\_\_\_\_\_年 月 日

(略)

平成\_\_\_\_\_年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

\_\_\_\_\_ (略)

注 (略)

様式第3号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

平成\_\_\_\_\_年 月 日

(略)

平成\_\_\_\_\_年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第1項及び第11条第1項の規定により、次のとおり部分開示することを決定しました。

\_\_\_\_\_ (略)

注 (略)

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書
_____年 月 日
（略）
_____年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。
（略）
注（略）

様式第5号（第3条関係）

公文書存否応答拒否通知書
_____年 月 日
（略）
_____年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第2項及び第13条の規定により、次のとおり存否応答を拒否します。
（略）
注（略）

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書
平成_____年 月 日
（略）
平成_____年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。
（略）
注（略）

様式第5号（第3条関係）

公文書存否応答拒否通知書
平成_____年 月 日
（略）
平成_____年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第7条第2項及び第13条の規定により、次のとおり存否応答を拒否します。
（略）
注（略）

様式第6号 (第3条関係)

公文書不存在通知書

\_\_\_\_ 年 月 日

(略)

\_\_\_\_ 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり公文書を保有していないため、広島県議会情報公開条例第7条第2項の規定により、開示しないことを決定しました。

(略)

注 (略)

様式第6号 (第3条関係)

公文書不存在通知書

平成 \_\_\_\_ 年 月 日

(略)

平成 \_\_\_\_ 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり公文書を保有していないため、広島県議会情報公開条例第7条第2項の規定により、開示しないことを決定しました。

(略)

注 (略)

様式第7号（第4条関係）

決定期間延長通知書

\_\_\_\_ 年 月 日

（略）

\_\_\_\_ 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

（略）	
決定期間の満了日	____ 年 月 日
延長後の決定期間	____ 年 月 日まで
（略）	

注 （略）

様式第7号（第4条関係）

決定期間延長通知書

平成 \_\_\_\_ 年 月 日

（略）

平成 \_\_\_\_ 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

（略）	
決定期間の満了日	平成 ____ 年 月 日
延長後の決定期間	平成 ____ 年 月 日まで
（略）	

注 （略）

様式第8号（第4条関係）

決定期間延長通知書

\_\_\_\_ 年 月 日

（略）

\_\_\_\_ 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第8条第3項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

（略）	
公文書の相当の部分について開示決定等をする期間	____ 年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	____ 年 月 日まで
（略）	

注 （略）

様式第8号（第4条関係）

決定期間延長通知書

平成 年 月 日

（略）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第8条第3項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

（略）	
公文書の相当の部分について開示決定等をする期間	<u>平成</u> 年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	<u>平成</u> 年 月 日まで
（略）	

注 （略）

様式第8号の2号（第4条関係）

決定期間特例延長通知書（災害等）

\_\_\_\_ 年 月 日

（略）

\_\_\_\_ 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第8条第4項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

（略）	
決定期間の満了日	____ 年 月 日
延長後の決定期間	____ 年 月 日まで
（略）	

注 （略）

様式第8号の2号（第4条関係）

決定期間特例延長通知書（災害等）

平成 \_\_\_\_ 年 月 日

（略）

平成 \_\_\_\_ 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第8条第4項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

（略）	
決定期間の満了日	平成 ____ 年 月 日
延長後の決定期間	平成 ____ 年 月 日まで
（略）	

注 （略）

様式第9号 (第8条関係)

意見照会書

(略)

\_\_\_\_年 月 日

(略)

広島県議会情報公開条例の規定に基づき、次のとおり、  
に関する情報が記録された公文書について、開示請求がありました

。 ついては、当該公文書の開示決定等に関して、同条例第14条の  
規定により、意見書を提出することができますので、意見があれば  
書面により\_\_\_\_年 月 日までに回答してください。

なお、\_\_\_\_年 月 日までに回答がない場合は、意見が  
ないものとして処理します。

(略)

開示請求があっ た日	____年 月 日
(略)	

注 (略)

様式第9号 (第7条関係)

意見照会書

(略)

平成 年 月 日

(略)

広島県議会情報公開条例の規定に基づき、次のとおり、  
に関する情報が記録された公文書について、開示請求がありました

。 ついては、当該公文書の開示決定等に関して、同条例第14条の  
規定により、意見書を提出することができますので、意見があれば  
書面により平成 年 月 日までに回答してください。

なお、平成 年 月 日までに回答がない場合は、意見が  
ないものとして処理します。

(略)

開示請求があっ た日	平成 年 月 日
(略)	

注 (略)

様式第10号（第8条関係）

公文書開示通知書	
(略)	
_____年 月 日	
(略)	
____年 月 日付け 第 号で通知した意見照会書に対し、 _____から開示について反対意見が提出された公文書について、次のとおり開示することを決定しました。	
(略)	
開示を実施する日	_____年 月 日
(略)	
注 (略)	

様式第10号（第7条関係）

公文書開示通知書	
(略)	
平成 _____年 月 日	
(略)	
平成____年 月 日付け 第 号で通知した意見照会書に対し、 _____から開示について反対意見が提出された公文書について、次のとおり開示することを決定しました。	
(略)	
開示を実施する日	平成 _____年 月 日
(略)	
注 (略)	

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

決定期間延長通知書 (第三者不在等)

(略)  
\_\_\_\_\_ 年 月 日

(略)

\_\_\_\_\_ 年 月 日付で開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第 1 4 条第 4 項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

(略)	
延長前の決定期間	_____ 年 月 日まで
延長後の決定期間	_____ 年 月 日まで
(略)	

注 (略)

様式第 1 2 号 (第 9 条関係)

決定期間延長通知書 (第三者不在等)

(略)  
\_\_\_\_\_ 年 月 日

(略)

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

決定期間延長通知書 (第三者不在等)

(略)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(略)

平成 \_\_\_\_\_ 年 月 日付で開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第 1 4 条第 4 項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

(略)	
延長前の決定期間	平成 _____ 年 月 日
延長後の決定期間	平成 _____ 年 月 日まで
(略)	

注 (略)

様式第 1 2 号 (第 8 条関係)

決定期間延長通知書 (第三者不在等)

(略)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(略)

様式第13号（第9条関係）

情報公開審査会意見聴取通知書	
(略)	
_____年 月 日	
(略)	
(略)	
審査請求があつた日	_____年 月 日
審査会に意見を求めた日	_____年 月 日
(略)	
注 (略)	

様式第13号（第8条関係）

情報公開審査会意見聴取通知書	
(略)	
平成_____年 月 日	
(略)	
(略)	
審査請求があつた日	平成_____年 月 日
審査会に意見を求めた日	平成_____年 月 日
(略)	
注 (略)	

別記様式第14号（第10条関係）

情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等申出書

\_\_\_\_ 年 月 日

（略）

（略）

閲覧等の区分 （希望する方法 を○で囲んでく ださい。）	1 閲覧
	2 写しの交付 <u>（郵送等の希望 有 ・ 無 ）</u> <u>（交付媒体 紙 ・ 光ディスク）</u>

注 （略）

（略）

注 （略）

別記様式第14号（第9条関係）

情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等申出書

平成 \_\_\_\_ 年 月 日

（略）

（略）

閲覧等の区分 （希望する方法 を○で囲んでく ださい。）	1 閲覧
	2 写しの交付 <u>（郵送等の希望 有 ・ 無 ）</u>

注 （略）

（略）

注 （略）

別記様式第15号（第10条関係）

情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等回答書

（略）

\_\_\_\_年 月 日

\_\_\_\_年 月 日付けで申出のあった情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）については、次のとおり回答します。

（略）	
閲覧できる日時	____年 月 日 時以後
（略）	

注 （略）

別記様式第15号（第9条関係）

情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等回答書

（略）

平成 \_\_\_\_年 月 日

平成 \_\_\_\_年 月 日付けで申出のあった情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）については、次のとおり回答します。

（略）	
閲覧できる日時	平成 ____年 月 日 時以後
（略）	

注 （略）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。